

小学生向け食品ロス削減啓発動画制作業務委託
 公募型プロポーザルに係る質問と回答

No	質問	回答
①	<p>・仕様書に記載されているアニメーションとは所謂アニメのことを指していますか？ それともCGなどを含めたことを指していますか？</p>	<p>CGなども含みます。</p>
②	<p>・アニメーションは全編を通してでしょうか？それとも一部でしょうか？</p>	<p>特に指定はありません。 アニメーションの使用については任意であり、制作手法の一例として提示したものです。</p>
③	<p>・②で一部だった場合、上記アニメーションは全編でどの程度入れることを想定していますか？任意でよいのか確認させてください。</p>	<p>回答②のとおりです。</p>
④	<p>・仕様書の項目で食品ロス削減に向けた国・県・市の取り組みとありましたが、これは今後行政主催で行われる何かのイベントなどをさしていますか？ それとも今までやってきたものの紹介でしょうか。</p>	<p>今後行政主催で行われるイベント等を指すものではありません。取り組みの例として、「食品ロス削減推進法」の施行や、「てまえどり」など食品ロスの削減が消費者に定着するよう進めている取り組みなどがあげられます。内容は、契約締結後に市が必要な修正や追加をさせていただきます。</p>

⑤	<p>・尺違いの動画を納品する必要がありますか？ 例えば10分の他に5分版で納品など</p>	<p>必要はありません。納品する成果品は、仕様書4(1)に記載のとおりです。</p>
⑥	<p>・再委託について、「受託者は、業務の全部又は主たる部分を再委託してはならない。」と記載がありましたが、主たる部分とはどこになりますでしょうか？ 例えば撮影と編集は協力会社やグループ会社に委託等は可能なのでしょうか？</p>	<p>業務の「主たる部分」とは、業務における動画の企画・構成、業務遂行管理等、当該業務の基本的かつ主要な部分と考えています。よって、撮影および編集は、必要に応じて再委託できるものと考えています。</p>
⑦	<p>・業務で制作した動画を自社媒体で流すことは可能でしょうか？</p>	<p>一般的には可能であると考えていますが、どのような媒体で流すか等、事前に市との協議を行ってから判断させていただきます。</p>
⑧	<p>・自社のキャラクターを使用した場合、制作物の権利の帰属はどのようになるか教えてもらえますか？</p>	<p>貴社のキャラクターの使用如何に関わらず、本業務委託により制作された動画の著作権については、仕様書5に記載のとおり、原則として貴社に帰属し、仕様書3(1)に記載の使用用途を除き、貴社の許諾なく使用することはありません。ただし、仕様書5に記載のとおり、仕様書3(1)に規定する使用用途の範囲内において成果品を使用することを目的とするときは、市が成果品を複製し配布できるものとします。</p>